

# ベラルーシ

## 商標法

2016年1月5日改正

### 目次

#### 第1章 商標及びサービスマーク並びにその法的保護

第1条 商標及びサービスマーク

第2条 商標の法的保護

第3条 商標に対する排他権

第4条 登録拒絶の絶対的事由

第5条 その他の登録拒絶事由

第6条 商標登録出願

第7条 商標の優先権

第8条 商標登録出願の審査

第9条 予備審査

第9-1条 出願に関する情報の公告

第10条 請求された標章の審査

第11条 出願についての決定に対する審判請求

第12条 商標登録及び商標登録証の交付

第13条 登録の存続期間

第14条 登録における変更及び誤記の訂正の実施

第14-1条 徒過した手続期限の回復

第15条 登録に関する情報の公告

第16条 外国での商標登録

第16-1条 国際登録の国内出願への変更。商標の国内登録の国際登録による代替

第17条 [廃止]

#### 第1-1章 周知商標

第17-1条 周知商標

第17-2条 商標の周知認定

#### 第2章 団体標章

第18条 団体標章に対する権利

第19条 団体標章の登録及び使用

#### 第3章 商標の使用

第20条 商標の使用及び商標不使用の結果

第21条 警告表示

#### 第4章 商標権の移転

- 第 22 条 商標に対する排他権の譲渡，商標登録証により証明される所有権の質権
- 第 23 条 商標使用のライセンス付与
- 第 24 条 ライセンス許諾契約，商標に対する排他権の譲渡契約，商標登録証により証明される所有権の質権契約の登録

#### 第 5 章 商標の法的保護の終了

- 第 25 条 商標への法的保護の付与の無効認定
- 第 26 条 商標の法的保護の終了

#### 第 6 章 最終規定

- 第 27 条 特許庁
- 第 28 条 商標に関する法令の侵害に関する紛争の審理
- 第 29 条 ベラルーシ共和国の商標に関する法令の違反についての責任
- 第 30 条 外国の自然人，国籍を有さない者及び法人の権利
- 第 31 条 ベラルーシ共和国が加盟する条約

## 第1章 商標及びサービスマーク並びにその法的保護

### 第1条 商標及びサービスマーク

(1) 商標及びサービスマーク(以下「商標」という)は、ある者の商品、作品及び／又はサービス(以下、別段の規定がない限り「商品」という)を他人の同種の商品から識別することを容易にする標章である。

(2) 個人名称を含む単語から構成される標章、色彩の組合せ、文字、数字、図形から構成される標章、商品又はその包装の形状を含む立体標章及び当該標章の組合せは、商標として登録することができる。他の標章は、ベラルーシ共和国の法令に規定がある場合は、商標として登録することができる。

(3) 商標は、如何なる色彩によっても又は色彩の組合せによっても登録することができる。

### 第2条 商標の法的保護

(1) ベラルーシ共和国における商標の法的保護は、本法に従い又はベラルーシ共和国が加盟国である国際条約に基づいて行われた、国家機関である「国立知的所有権センター」(以下「特許庁」という)に対するその登録を基礎とする。

(2) 商標は、法人又は自然人の名称により登録することができる。

(3) 商標権は国家により保護される。商標の登録時に商標登録証が発行される。商標登録証は、商標の優先権及び当該登録証に明示された商品に係る商標に対する所有者の排他権を証明するものであり、かつ、商標の表象を含む。

### 第3条 商標に対する排他権

(1) 商標所有者は、商標を使用する排他権を有し、当該排他権を処分することができ、また、他人による当該商標の使用を禁止する権限も有する。

商標に対する排他権は、商標の登録日から生じる。

(2) 何人も、ベラルーシ共和国の領域において保護された商標については、その商標所有者の許可を得ることなくこれを使用することができない。

(3) 同種の商品及び他の種類の商品であって、ベラルーシ共和国において周知と認定された商標により特徴付けられたものに関する、第20条(1)に規定される行為の実施とみなされる商標又はそれと混同を生じる程度に類似の標章の使用は、商標に対する排他権の侵害と認定される。

(4) 商標所有者又は当該商標の所有者の同意を得た他人が直接にユーラシア経済連合の加盟国の領域において適法に民間流通に導入した商品に関する商標の使用は、当該商標に対する排他権の侵害と認定されない。

### 第4条 登録拒絶の絶対的事由

(1) 次の標章は、商標として登録することができない。

- 1.1. 識別性を有していない標章
- 1.2. 一定の種類の商品の標章として一般的に使用されるようになった標章
- 1.3. 慣用的な記号又は用語である標章
- 1.4. 商品の種類、品質、数量、特性、用途、価格及びそれらの製造又は販売の場所、時期

及び方法を指定するために使用される標章又は表示が主要部を占める標章

1.5. 商品又はその包装の形状であって、専ら又は主として、商品の本質若しくは性質、技術的成果を得ることの必要性、商品の本質的価値により決定されるものを表現する標章

(2) (1)1.1. から 1.3. まで及び 1.5. にいう標章は、それらが主要部を占めない限り、保護されない要素として商標に含めることができる。

(2-1) 記号、標章及び／又は表示が主要部を占める条件は、ベラルーシ共和国閣僚会議により定められる。

(3) (1)の規定は、商標登録出願の出願日に使用の結果として実際に識別能力を得ている標章に関しては、適用する必要はない。

(4) 国の紋章、旗章及び記章、国の正式名称、政府間機関の旗章、記章又は略称若しくは完全名称、公式の監督用、証明用若しくは検査用の標章又は勲章その他の栄誉章を表す標章、又は当該標章に混同を生じる程に類似の標章からのみ成り立つ商標は、登録することができない。当該標章は、適切な所管団体又は所有者の同意がある場合は、保護されない要素として商標に含めることができる。

(5) 次の標章は、商標として登録することができない。

5.1. 商品、その原産地又はその製造者に関して、虚偽であるか又は消費者を誤認させる虞のある標章

5.2. ベラルーシ共和国が加盟国である国際条約に基づいて保護されているぶどう酒又は蒸留酒の原産地表示を表現し又はそれを含む標章であって、当該原産地表示により表示された場所を原産地としないぶどう酒又は蒸留酒を特定するもの

5.3. 公の秩序、人道上の原則又は道徳に反する標章

## 第5条 その他の登録拒絶事由

(1) 次のものと同一又は混同を生じる程度に類似の標章は、商標として登録することができない。

1.1. 同種の商品に関して、ベラルーシ共和国において他人の名称で登録又は登録出願され、かつ、先の優先権を有する商標

1.2. 同種の商品に関して、ベラルーシ共和国が加盟する条約に基づいてベラルーシ共和国において保護されている他人の商標

1.3. 如何なる商品に関しても、ベラルーシ共和国国家科学技術委員会による所定の手続でベラルーシ共和国において周知と認定された他人の商標

(2) (1)にいう商標と混同を生じる程度に類似の標章は、当該商標の所有者の同意書を提出することを条件として、登録することができる。

(3) ベラルーシ共和国において保護されている商品の原産地名称及び当該名称として登録出願され、かつ、先の優先権を有する標章と同一又は混同を生じる程度に類似の標章は、如何なる商品に関しても商標として登録することができない。ただし、個別化のために商品の原産地名称が登録された商品に関して商標登録が行われる場合において、当該名称又はそれと混同を生じる程度に類似の標章が、保護されない要素として当該標章に対する排他権を有する者の名称で登録される商標に含まれるときを除く。

(4) 次のものと同一又は混同を生じる程度に類似の標章は、同種の商品に関して商標として登録することができない。

- 4.1. ベラルーシ共和国において他人により所有されている工業意匠であって、当該工業意匠が当該登録出願された商標と比較して先の優先権を有する場合
- 4.2. ベラルーシ共和国において保護されている選択発明であって、それに対する権利が登録を受けようとする商標の優先日前にベラルーシ共和国において他人に生じているもの
- 4.3. ベラルーシ共和国において保護されている商号(商号の一定の要素)であって、それに対する権利が登録を受けようとする商標の優先日前にベラルーシ共和国において他人に生じているもの

(5) 次のものと同一の標章は、商標として登録することができない。

5.1. [廃止]

- 5.2. 権利所有者の同意のない、ベラルーシ共和国において公知の科学的、文学的又は美術的作品の名称、当該作品からのキャラクター又は引用、美術的作品又はその一部であって、各作品に対する権利が登録を受けようとする商標の優先日前に生じた場合
- 5.3. 同種の商品に関して、創設者の同意のない、ベラルーシ共和国において登録されたマスメディアの名称
- 5.4. ベラルーシ共和国において公知の者の姓、名(もしあれば、父系祖先名称)、雅号又はそれらから派生した標章、肖像画又は模写であって、それらの者又はその相続人の同意のないもの

(6) (5)5.2.及び5.4.にいう対象物が公知であるという事実は、商標として登録出願された標章の優先日に基づいて決定される。

## 第6条 商標登録出願

(1) 商標登録出願(以下「出願」という)は、法人又は自然人(以下「出願人」という)が特許庁に対して行う。

特許庁に対して行われる出願は、国内出願である。

(2) 特許庁に対する出願、特許庁に対する業務の実施は、第2段に規定される場合を除き、出願人が独立して又は特許庁に登録された特許代理人(以下「特許代理人」という)を通じて行うことができる。

外国に恒久的所在地又は恒久的居所を有する出願人は、ベラルーシ共和国における商標の出願及び登録に関する業務を、特許代理人を通じて行わなければならない。ただし、ベラルーシ共和国が加盟する条約に別段の規定がある場合はこの限りでない。

(3) 出願は、1の商標に関するものでなければならない。

(4) 出願は、次の事項を表示した商標としての標章の登録願書を含まなければならない。

- 4.1. 出願人及びその所在地又は居所
- 4.2. 請求される標章
- 4.3. 商標の保護を求める商品であって、かつ、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に従いクラスに区分されたものの一覧

(5) 団体標章の出願をするときは、団体標章に関する規約を出願に添付しなければならない。

(6) 出願と共に又は特許庁によるその受領日から2月以内に、所定の金額の手数料の納付を証明する書類及び出願が特許代理人により行われるときは、当該特許代理人の権限を証明する書類を提出しなければならない。

所定の金額の手数料の納付を証明する書類及び／又は特許代理人の権限を証明する書類を提

出しない場合は、当該出願は、行われていないと認識され、出願人には、所定の期間の満了日から1月以内に、それについて書面により通知される。当該出願に関する審査は行われず、出願人の権利は、当該出願に基づくことができない。

(7) 出願及びその添付書類の要件、出願審査の実施手続並びに審査の結果に従い決定を下す手続は、ベラルーシ共和国閣僚会議により定められる。

## 第7条 商標の優先権

(1) 商標の優先権は、特許庁に対する出願の出願日により決定される。出願日は、第6条(4)の要件を満たす出願を特許庁が受領した日であるとみなされる。

(2) 商標の優先権は、1900年12月14日にブラッセルで、1911年6月2日にワシントンで、1925年11月6日にハーグで、1934年6月2日にロンドンで、1958年10月31日にリスボンで、1967年7月14日にストックホルムで改正され、1979年10月2日に修正された工業所有権の保護に関する1883年3月20日のパリ条約の外国の加盟国において前記商標に関してなされた最初の出願の出願日によりこれを決定することができる(以下「条約優先権」という)。ただし、特許庁が、前記出願日後6月以内に当該出願を受領することを条件とする。

(3) 工業所有権の保護に関するパリ条約の加盟国の1国の領域内で開催された公式又は公認の国際博覧会で展示された展示物に付した商標の優先権は、当該展示物が当該博覧会において公衆に展示開始された日付により決定することができる(以下「博覧会優先権」という)。ただし、前記日付後6月以内に当該出願が特許庁に提出されることを条件とする。

(4) 条約優先権又は博覧会優先権を利用しようとする出願人は、商標登録出願に際して又は特許庁による当該出願の受領後2月以内にそのことを明示し、かつ、それと同時に自己の要求の正当性を立証する書類を提出するか、又は特許庁による当該出願の受領後3月以内にそれらの書類を提出しなければならない。

(5) 分割出願に基づく商標の優先権は、第8条(7)に従って提出された最初の出願の商標の優先日により決定される。

(6) 商標の優先権は、1891年4月14日の標章の国際登録に関するマドリッド協定及び1989年6月28日のその議定書に基づく商標の国際登録(以下「国際登録」という)の日、国際登録のベラルーシ共和国への領域指定に関する記録の登録日、ベラルーシ共和国が加盟する条約に従う国際登録の優先日により決定することができる。

## 第8条 商標登録出願の審査

(1) 商標登録出願の審査は、特許庁によって行われ、これには、ベラルーシ共和国閣僚会議が定めた本法及び施行規則に従う予備審査及び実体審査が含まれる。

(2) 出願人は、自発的に若しくは庁の審査官の要求により又は代理人を通じて、予備審査及び実体審査中に生じる問題の検討に参加する権利を有する。

(3) 出願人は、出願審査の何れかの段階において、商標の登録日前は、自発的に当該出願の資料を補足し、明確化し又は訂正する権利を有する。

(4) 追加の資料が、出願された標章を本質的に変更し又は出願において指定された商品の一覧を拡大する場合は、それらの資料は検討されないものとし、出願人は、それらを別出願として出願することができる。

(5) 出願審査中であって商標の登録日までは、出願人は、出願に関する出願人の変更の請求

を特許庁に提出する権限を有する。ただし、新たな出願人の同意があることを条件とする。

(6) 出願人は、その審査の如何なる段階においても、商標の登録日前であれば、請求により自己の出願を取り下げることができる。

(7) 出願審査中であってそれに関する決定が下される前及び再審査を行う場合は、再審査の結果に従い決定が下される前は、出願人は、同一の標章について、特許庁に対する最初の出願の出願日に当該出願の一覧に指定された商品の名称の一部を含む分割出願をする権限を有する。それにより分割出願は、最初の出願に基づく商標の出願日及び優先日を維持する。

## 第9条 予備審査

(1) 予備審査実施の期限は、第6条(6)第1段にいう書類のうち最後のものを特許庁が受領した日から2月である。

(2) 予備審査においては、特許庁により受領された書類の構成及び作成の正確性が検査される。予備審査の実施に際して、出願人は、出願及びその添付書類において追加又は変更を行うよう提案されることがある。出願及びその添付書類において行われる追加又は変更は、当該請求の受領日から3月以内に特許庁に提出しなければならない。その場合には、予備審査の実施は、対応する期間停止される。請求に従う追加又は変更の提出のための3月の期間の満了する前に受領された出願人の請願に基づいて、当該期間は、3月を超えない範囲でこれを延長することができる。

(3) 予備審査の結果に従い、出願を検討するか又は出願の検討を拒絶する決定が行われる。次の場合は、出願の検討を拒絶する決定が下される。

受領された書類の構成及び作成の正確性に関する特許庁の請求に対する実質的な応答を(2)に規定される期間内に提出しない場合、第6条(4)に規定される情報が出願に存在しない場合、出願時に、第6条(5)に規定される書類が存在しない場合

(4) 出願が検討されるときは、特許庁は、当該出願の出願日、及び条約優先日又は博覧会優先日(この要件の正当性を確認する必要書類の呈示の場合)を決定する。

## 第9-1条 出願に関する情報の公告

(1) 予備審査を通過し、その結果に従い出願を検討する決定が採択された出願に関する情報は、当該決定の採択日から2月以内に、広域コンピュータネットワークであるインターネットにおいて特許庁の公式サイト上で公告される。公告される情報の一覧は、特許庁がこれを決定する。

(2) 出願に関する情報の公告後は、何人も、当該出願及びその添付書類を閲覧する権限を有する。出願及びその添付書類の閲覧並びにその写しの交付の手続は、ベラルーシ共和国閣僚会議により定められる。

## 第10条 請求された標章の審査

(1) 請求された標章の審査は、予備審査の終了後、出願を検討する決定の採択日から2年を超えない期間内に行われる。

(2) 請求された標章の審査において、商標の優先権が予備審査の実施の中で決定されていないときは、当該優先権が決定され、かつ、第4条並びに第5条(1)及び(3)に規定される標章の商標としての登録の拒絶事由が存在しないことが検査される。

(3) 出願された標章の審査の間、特許庁は、審査の遂行に不可欠な追加資料を出願人に要請する権利を有する。特許庁の求める追加資料は、当該要請の受領日後 3 月以内に提出しなければならない。その期間は、出願人の請願によりこれを延長することができる。ただし、当該請願が前記期間の満了する前に受領されることを条件とする。出願人が所定の期間を遵守しなかったか又は当該要請に応答しなかったときは、当該出願は、取り下げられたとみなされ、出願人にはその旨が通知される。

(4) 商標を登録するか又は登録を拒絶するかの決定は、当該審査の結果により下される。

(5) 商標を登録する決定は、同様の商品に関して同一又は混同を生じる程に類似の標章について第 7 条に基づく先の優先権を有する出願を受領した場合は、特許庁がこれを再審査することができる。

(6) 出願人は、審査の決定に不服があるときは、当該決定の受領日から 3 月以内に、請求された標章の再審査実施の請願を特許庁に提出する権利を有する。請願には、所定の金額の手数料の納付を証明する書類を添付しなければならない。出願人の請願に基づいて、指定の期間は、18 月を超えない範囲でこれを延長することができる。ただし、当該請願及び所定の金額の手数料の納付を証明する書類が当該期間の満了する前に特許庁により受領されることを条件とする。

ベラルーシ共和国閣僚会議が定める場合には、特許庁は、出願人の請願に基づいて、請求された標章の再審査の実施を停止する権限を有する。

(7) [廃止]

(8) 再審査は、出願人の請願を受領した日から 2 月以内に行われる。

## 第 11 条 出願についての決定に対する審判請求

(1) 予備審査に関して下された出願を検討しない旨の決定及び出願された標章の再審査に関して下された決定に不服がある場合は、出願人は、当該決定の受領日後 3 月以内に、特許庁審査審判部(以下「審判部」という)に審判請求する権利を有する。

(2) 審判請求は、それが審判部により受領された日から 1 月以内に審理される。審判請求の審判部による審理を求める手続は、ベラルーシ共和国閣僚会議がこれを定める。

(3) 出願人は、審判部の審決に対して、審決を受領した日後 6 月以内にベラルーシ共和国最高裁判所に上訴することができる。

## 第 12 条 商標登録及び商標登録証の交付

(1) 商標を登録する決定に基づいて、特許庁は、所定の手数料の納付に関する書類の受領日から 1 月以内に、ベラルーシ共和国の商標及びサービスマークの国家登録簿(以下「登録簿」という)に商標の登録を行う。商標登録に関する情報及びそれらの情報にその後行われる変更は、登録簿に登録される。登録簿の管理手続は、ベラルーシ共和国国家科学技術委員会により定められる。当該情報の構成は、特許庁がこれを決定する。

(2) 何人かの請願に基づいて、特許庁は、登録簿の抄本を交付する。

(3) 商標登録証は、登録簿への商標の登録日から 1 月以内に、特許庁により交付される。

(4) 所定の金額の手数料を証明する書類を所定の期間内に提出しないときは、商標登録は行われず、登録に関する決定は取り消され、かつ、対応する出願に関して、商標登録を拒絶する決定が行われる。

### 第13条 登録の存続期間

(1) 商標登録の存続期間は、特許庁への出願の提出日から10年間とする。

(2) 商標登録の存続期間は、その存続期間の最後の年内に提出された商標所有者の請求に基づいて、更新回数制限なく、10年間ずつ更新することができる。商標登録の存続期間の更新を求める商標所有者の請願に基づいて、手数料の納付を条件として、商標所有者は、登録の存続期間の満了後6月の期限を受けることができる。

法的保護の存続期間が満了した商標の新たな商標所有者に関する登録は、登録の存続期間の満了後6月以後にすることができる。前の商標所有者が自らの商標の法的保護の放棄に関する請求を特許庁に提出したときは、当該商標の新たな商標所有者に関する登録は、6月より前に行うことができる。

(3) 特許庁は、商標登録の存続期間の更新記録を登録簿に記載する。商標所有者の請求により、当該記録は商標登録証に記入される。

### 第14条 登録における変更及び誤記の訂正の実施

(1) 商標所有者は、自らの名称(組織について)、姓、名及び(もしあれば)父系祖先名称(自然人について)、所在地又は居所における変更について、商標が登録されている商品の一覧の縮減について、商標の個別の要素における変更であってその本質を変更しないものについて、商標登録に関するその他の変更について、特許庁に通知しなければならない。

(2) 変更は、登録簿に記入され、かつ、商標所有者の請求により商標登録証に記入される。

(3) 特許庁は、その職権により又は商標所有者の請求により、文法的な、印刷上の又はその他の明白な誤記の訂正を商標登録に対して行うことができる。

(4) 商標登録は、商標所有者の申請に基づいて、当該商標が登録されている商品を区分することにより、これを分割することができる。

### 第14-1条 徒過した手続期限の回復

(1) 出願人が徒過した第9条(2)、第10条(3)及び(6)に規定される期限並びに第11条(1)に規定される審判部への審判請求提出の期限は、出願人の請願に基づいて、特許庁がこれを回復することができる。ただし、所定の金額の手数料が納付され、かつ、当該期限の徒過の正当な理由があることを条件とする。

(2) 徒過した期限の回復の請願は、当該徒過した期限の満了日から3月以内に、出願人が特許庁に提出することができる。徒過した期限の回復の請願は、第9条(2)及び第10条(3)に規定される特許庁の請求に対する応答、第10条(6)に規定される請求された標章の再審査実施の請願の提出又は第11条(1)に従う審判部への審判請求の提出と同時に提出しなければならない。

(3) 出願人の請願に基づいて第9条(2)及び第10条(3)に規定される期限を回復するときは、特許庁は、先に採択された決定を取り消す。

### 第15条 登録に関する情報の公告

商標登録に関する情報であって、第12条に従い登録簿に記入されたものは、登録簿への商標登録日後、又は変更若しくは訂正を登録簿に記入した日後3月以内に、特許庁の公報(以下

「公報」という)により公告される。

## 第16条 外国での商標登録

(1) 法人又は自然人は、外国において商標を登録し、又はその国際登録をする権利を有する。

(2) ベラルーシ共和国が加盟する条約に従い様式化された商標の国際登録出願は、ベラルーシ共和国が加盟する条約に従い特許庁に対して行わなければならない。

商標の国際登録出願は、ベラルーシ共和国における商標登録及び／又は特許庁に対して行われた出願であって、出願の検討に関する決定が採択されたものを基礎として行わなければならない。

1989年6月28日の標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書の非加盟国に関する世界的所有権機関国際事務局による所定の様式に従う国際登録の領域指定、国際登録に基づく保護の放棄、国際登録の取消の請求もまた、特許庁に提出しなければならない。

(3) 外国での商標登録及びその国際登録に関する費用は、出願人、又はその者の同意を得て、関係する他の法人若しくは自然人が負担しなければならない。

## 第16-1条 国際登録の国内出願への変更。商標の国内登録の国際登録による代替

(1) ベラルーシ共和国が加盟する条約に規定される場合には、ベラルーシ共和国の領域における法的保護が請求される商標の国際登録は、特許庁に提出された当該商標の所有者の請願に基づいて、国内出願に変更することができる。その場合には、商標の優先権は、国際登録日、国際登録のベラルーシ共和国への領域指定に関する記録の登録日又はベラルーシ共和国が加盟する条約に従う国際登録の優先日に基づいて決定することができる。

変更の枠内で行われる国内出願は、第6条(4)に規定される要件に従い様式化しなければならない。当該出願には、第6条(5)及び(6)に規定される書類を添付しなければならない。

(2) ベラルーシ共和国が加盟する条約に規定される場合には、特許庁に提出された当該商標の所有者の請願に基づいて、また、所定の金額の手数料の納付を条件として、商標の国内登録を、国際登録により代替することができる。ただし、前記登録が同一の者について行われることを条件とする。商標の国内登録の国際登録による代替は、国内登録の効力の終了を伴うものではなく、また、国際登録を理由として取得された商標所有者の権利に影響を及ぼすものではない。

## 第17条 [廃止]

## 第 1-1 章 周知商標

### 第 17-1 条 周知商標

(1) 審判部に提出された何人かの請求に基づいて、その者の商標又は商標として使用される標章は、ベラルーシ共和国において周知の商標(以下「周知商標」という)と認定することができる。かつ、当該商標又は標章が、当該請求に指定された日に、出願人による積極的な使用の結果としてベラルーシ共和国において各消費者の間で出願人の商品に関して周知となっているときは、登録することができる。商標として使用される標章とは、第 1 条の要件に合致し、かつ、商標として使用されるが、ベラルーシ共和国の領域において法的保護を受けていない標章と理解される。

(2) 周知商標には、本法に規定される法的保護が付与される。

(3) 周知商標の法的保護は、無期限に有効である。

### 第 17-2 条 商標の周知認定

(1) 商標又は商標として使用される標章は、第 17-1 条(1)の規定を考慮して採択された審判部の決定に基づいて、周知商標であると認定される。

(2) 商標又は商標として使用される標章の周知商標としての認定に関する決定に基づいて、特許庁は、当該周知商標に関する情報をベラルーシ共和国において周知の商標の一覧(以下「周知商標一覧」という)に登録する。周知商標一覧に登録される情報の構成は、特許庁がこれを決定する。

何人かの請求に基づいて、特許庁は、周知商標一覧の抄本を交付する。

(3) 自らの商標又は商標として使用される標章の周知商標としての認定に関する請求を審判部に提出した者に対する周知商標登録証の交付は、周知商標一覧への当該情報の登録日から 1 月以内に、審判部により行われる。

(4) 周知商標一覧に登録された情報は、当該一覧へのそれらの登録日から 3 月以内に、公報において公告される。

(5) 商標又は商標として使用される標章の周知商標としての認定に関する請求の審理の結果に従い下された審判部の決定に対しては、前記請求を提出した者が当該決定の受領日から 6 月以内に又は他人が公報における当該周知商標に関する情報の公告日から 6 月以内に、ベラルーシ共和国最高裁判所に上訴することができる。

## 第2章 団体標章

### 第18条 団体標章に対する権利

人の団体であって、その創作及び活動がそれが創作される国の法令に反しないものは、ベラルーシ共和国において、それらの者が製造及び／若しくは換金する商品、遂行される作業並びに／又は提供されるサービスであって、均一な品質その他の共通の特性を有するものを指定することを目的とする団体標章を登録する権限を有する。

### 第19条 団体標章の登録及び使用

(1) 団体標章の出願には、団体標章に関する規約を添付しなければならない。これには、団体標章の登録出願をすることを認められた者の名称、当該標章を使用する権利を有する者の一覧、その登録の目的、当該団体標章により指定される商品の一覧及び均一な品質その他の共通の特性、その使用の条件、その使用の監督手続、団体標章に関する規約の違反についての責任を明記する。

(2) 第12条(1)に規定される情報に加えて、団体標章を使用する権利を有する者に関する情報が、登録簿及び団体標章登録証に登録される。それらの情報及び団体標章に関する規約の抄本であって、当該標章が登録されている商品の均一な品質その他の共通の特性に関するものは、特許庁により公報において公告される。団体標章登録証にその所有者として明示された者は、団体標章に関する規約における変更について特許庁に通知しなければならない。

(3) 団体標章及び団体標章を使用する権利は移転することができる。団体標章が均一な品質その他の特性を有していない商品に使用された場合は、登録の効力は、何人かの申請によりなされるベラルーシ共和国最高裁判所の判決に基づいて、全部又は一部を終了させることができる。

(4) 団体標章又はその登録出願は、団体標章規約に従い当該団体標章を使用する権利を有する者の1に属する商標又は商標登録出願に変更することができる。当該変更の条件については、ベラルーシ共和国閣僚会議がこれを定める。

## 第3章 商標の使用

### 第20条 商標の使用及び商標不使用の結果

(1) 商標が登録されている商品での使用とは、以下の商標の適用による。

1. 1. 製造され、販売の申出がされ、販売され、又はその他の方法で民間流通に導入され、民間流通への導入のために保管され、輸送され、又はベラルーシ共和国の領域に輸入される商品への適用及び当該商品のラベル、包装への適用
1. 2. 商品の民間流通への導入に関する書類への適用
1. 3. 商品を提供し及び／又はサービスを提供する際の適用
1. 4. ベラルーシ共和国において開催される博覧会で展示物を展示する際の、広告、刊行物、看板上における適用
1. 5. コンピュータネットワークであるインターネット(ドメイン名、他のアドレス指定方式の場合を含む)における適用

(2) 商標の識別力に影響を及ぼさない一部の要素の軽微な変更を伴う商標の使用は、商標の使用とみなす。

(3) 商標登録の効力は、登録日から何れかの3年間連続して正当な理由なしに商標が不使用であることにより、登録に記載された商品の全部又は一部に関して、これを早期に終了させることができる。

(1)及び(2)に関して、商標権者、契約による商標使用許諾権者又は商標権者に許諾を得た第三者が商品の民間流通に直接に関与していない場合は、商標の使用とみなさない。

不使用による商標登録の早期終了の申請は、この商標が当該申請の提出前3年間に使用されていないことを条件として、何人もベラルーシ共和国最高裁判所に提出することができる。

不使用による商標登録の早期終了の決定に際しては、商標権者が自らの責任を超えた要因によることを示した証拠を考慮することができる。

(4) 中間段階の事業を行う者は、契約に基づいて、かつ、契約に従い、それらの者が換金する商品に、商品の製造者の商標と共に自らの商標を使用し、また、製造者の商標に代えて自らの商標を付することができる。

(5) 団体標章に対する権利を有する者は、作業を遂行し及び／又はサービスを提供する際に、それらの者が製造及び／又は換金する商品に、団体標章と共に自らの商標を使用することができる。

### 第21条 警告表示

商標所有者は、商標と共に、ラテン文字「R」若しくは丸で囲んだ「R」の形態又は「商標」若しくは「登録商標」の形態で、使用の商標がベラルーシ共和国において登録された商標である旨の警告表示を加えることができる。

## 第4章 商標権の移転

### 第22条 商標に対する排他権の移転，商標登録証により証明される所有権の質権

- (1) 商標所有者は，商標に対する排他権を，当該商標が登録されている商品の全部又は一部に関して，契約に基づいて，法人又は自然人に移転することができる。
- (2) 商標に対する排他権の移転は，それにより商品又はその製造者について消費者を誤認させる虞がある場合は，許可されない。
- (3) 商標登録証により証明される所有権は，質権の対象とすることができる。

### 第23条 商標使用のライセンス付与

- (1) 商標所有者(ライセンサー)は，商標を使用する権利を，当該商標が登録されている商品の全部又は一部に関して，ライセンス許諾契約に基づいて，他人(ライセンシー)に付与することができる。
- (2) ライセンス許諾契約は，ライセンシーの商品の品質特性又はライセンシーの商品の品質がライセンサーの商品の品質より劣等でないものとする旨及びライセンサーがライセンシーの商品の品質を監督する旨の条件を含まなければならない。

### 第24条 ライセンス許諾契約，商標に対する排他権の移転契約，商標登録証により証明される所有権の質権契約の登録

- (1) ライセンス許諾契約，商標に対する排他権の移転契約，商標登録証により証明される所有権の質権契約及び前記契約に対する変更は，ベラルーシ共和国の法令に規定される手続きに基づいて，特許庁に登録しなければならない。
- (2) (1)にいう契約及びそれにおける変更は，それらが所定の手続きに基づいて特許庁に登録された日から発効する。ただし，より後のそれらの発効日が契約に規定された場合はこの限りでない。
- (3) ライセンス許諾契約，商標に対する排他権の移転契約，商標登録証により証明される所有権の質権契約及び前記契約に対する変更の登録に関する要件を遵守しないときは，それらは無効となる。

## 第5章 商標の法的保護の終了

### 第25条 商標への法的保護の付与の無効認定

- (1) 商標への法的保護の付与は、次の通り全部又は一部について無効とすることができる。
- 1.1. 第2条(1)、第4条、第5条(4)及び(5)に規定される要件に違反して法的保護が付与されたときは、法的保護の存続期間内に
  - 1.2. [廃止]
  - 1.3. 商標所有者の登録関連行為が、独占禁止庁又は裁判所により不正競争と認定されたときは、法的保護の存続期間内に
  - 1.4. 第5条(1)及び(3)に規定される事由により、公報における商標登録に関する情報の公告日から5年以内に
- (2) 第7条に従い先の優先権を有する出願が受領された場合は、商標への法的保護の付与の無効認定は、当該出願の受領が登録の前であるか又は後であるかという事実拘らず行われる。
- (3) 第4条に規定される要件に違反して法的保護が付与されたときは、何人も、(1)に規定される期限内に、商標への法的保護の付与に対して審判部に異議を申し立てることができる。第2条(1)、第5条に規定される要件に違反して法的保護が付与されたとき及び(1)1.3.に規定される事由により、利害関係人又はその代理人は、(1)に規定される期限内に、商標への法的保護の付与に対して審判部に異議を申し立てることができる。
- 審判部による異議申立の審理の手続は、ベラルーシ共和国閣僚会議により定められる。
- (4) 商標への法的保護の付与に対する異議申立の審理の結果に従い下された審判部の決定に対しては、その受領日から6月以内に、ベラルーシ共和国最高裁判所に上訴することができる。

### 第26条 商標の法的保護の終了

- (1) 商標の法的保護は、次の事由により終了される。
- 1.1. 第13条に規定される登録の存続期間の満了
  - 1.2. 第20条(3)に従い下されたベラルーシ共和国最高裁判所の判決
  - 1.3. 均一な品質その他の共通の特性を有していない商品に関する団体標章の使用(第19条(3))
  - 1.4. 商標所有者による法的保護の放棄に関する書面による請求
  - 1.5. 商標所有者である組織の事業終了又は自然人の死亡であって、商標に対する商標所有者の排他権が承継人に継承されなかった場合
  - 1.6. 商標が一定の種類の商品の標章として一般的に使用されるようになった標章に変化したことに関する、何人かの請求に基づいて採択されたベラルーシ共和国最高裁判所の判決
- (1-1) 周知商標の法的保護は、当該商標が、ベラルーシ共和国において各消費者の間でそれが周知と認定された商品に関して周知性を喪失したときは、何人かの請求に基づいて採択された審判部の決定に基づいて終了される。審判部の決定に対しては、前記請求を提出した者又は周知商標の所有者がその受領日から6月以内に、ベラルーシ共和国最高裁判所に上訴することができる。
- (2) 商標登録は、その効力の終了又はその無効認定の場合は、特許庁により取り消される。

商標登録の取消に関する記録は、登録簿に登録され、かつ、特許庁により公報において公告される。

## 第6章 最終規定

### 第27条 特許庁

特許庁は、商標登録を求める出願を受領してその審査を行い、ベラルーシ共和国全領域に亘り有効な登録証を発行し、その権限内において商標保護に関する法令の遵守を監督し、実務を広く適用し、かつ、その適用を説明し、特定の問題に関して、利害関係を有する法人及び自然人に対して組織的援助及びサービスを提供するものとする。

### 第28条 商標に関する法令の侵害に関する紛争の審理

商標に関する法令の侵害に関する紛争は、審判部又はベラルーシ共和国最高裁判所によりこれらの権限に従って審理される。

### 第29条 ベラルーシ共和国の商標に関する法令の違反についての責任

(1) 商標に対する排他権の侵害について、有罪の者は、ベラルーシ共和国の法令に従い責任を負う。

(2) 商標又はそれと混同を生じる程度に類似の標章を使用している商品、商品のラベル、包装は、偽造のものである。

商標所有者又は排他的ライセンス契約に基づいて商標を使用する権利が付与された者は、違法に適用された商標又はそれと混同を生じる程度に類似の標章を偽造の商品、商品のラベル、包装から除去すること及び除去することができない場合は、偽造の商品、商品のラベル、包装を民間流通から没収し、廃棄することを請求する権限を有する。

商品を民間流通に導入し、作業を遂行し、及び／又はサービスを提供する際に商標に対する排他権を侵害した者は、当該商標又はそれと混同を生じる程度に類似の標章を、書類、広告、刊行物、看板を含む、当該商品の民間流通への導入、当該作業の遂行及び／又は当該サービスの提供に伴う資料並びにコンピュータネットワークであるインターネットから除去しなければならない。

第2段及び第3段に規定される措置は、有罪の者の費用負担で行われる。

(3) 商標所有者又は排他的ライセンス契約に基づいて商標を使用する権利が付与された者は、自らの選択により、商標に対する排他権を侵害した者に対し、損失の賠償に代えて、侵害の性質を考慮して裁判所が決定する 1,000 から 50,000 基本単位の金額の補償を請求することができる。

### 第30条 外国の自然人、国籍を有さない者及び法人の権利

外国の自然人、国籍を有さない者及び法人は、本法及びベラルーシ共和国の商標に関する他の法令に規定される権利を有し、ベラルーシ共和国の自然人及び法人と同等の立場で責任を負うものとする。ただし、ベラルーシ共和国の憲法、その他の法律及びベラルーシ共和国が加盟する国際条約に別段の規定がある場合を除く。

### 第31条 ベラルーシ共和国が加盟する条約

ベラルーシ共和国が加盟する条約に本法に含まれる規定以外の規定があるときは、当該条約の規定が適用される。